会 議 録

Λ ± σ Ω 1h	数4日,7日十八米市平区兴 岛举入
会議の名称	第 1 回 行田市水道事業運営審議会
開催日時	平成20年7月25日(金)
	開会;10時00分・閉会;11時00分
開催場所	行田市水道庁舎 2階 会議室(3)
	吉田豊彦会長 岡野充甫副会長 斉藤哲夫委員 野村正幸委員
出席者(委員)	田口英樹委員 栗原二郎委員 松井 隆委員 川島昭雄委員
氏 名	古田和子委員
欠席者(委員)	長沼信夫委員
氏 名	
a 2 D	内田都市整備部長 野中水道課長 栗原主幹 岡戸管理担当主査
事務局	小巻
	(1) 平成20年度行田市水道事業予算について
	(2) その他
会議内容	平成20年度事業について
	水道施設整備事業の再評価について
	(資料名・概要等)
	・ 「第1回 行田市水道事業運営審議会資料」
 会議資料	· 平成 2 0 年度行田市水道事業会計予算書並びに附属書類
	・ 石綿セメント管更新事業に係る事業再評価(資料)
その他必要	
事項	
事 炽	

発	言	者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
事	務	局	- 市民憲章の唱和 -
			1 開 会
			平成20年度 第1回行田市水道事業運営審議会を開会します。
			2 あいさつ 内田都市整備部長
			<新委員2名の紹介、事務局職員の自己紹介>
			本日の行田市水道事業運営審議会会議は、行田市水道事業運営審
			議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数が出席しており
			ますので、会議は成立していることを報告します。
			3 議 事
			行田市水道事業運営審議会条例 第6条第2項の規定により審議
			会会議の議長は会長が勤めることと規定されておりますので、吉田
			会長に議事進行をお願いいたします。
会		長	委員の皆様には、大変お忙しいなかご出席いただきまして有難う
			ございます。ただいまから第1回行田市水道事業運営審議会を開催
			します。これより暫時議長として議事の進行を勤めさせていただき
			ます。
			それでは本日の議題 (1)「平成 20 年度行田市水道事業予算につ
			いて」事務局の説明を求めます。
事	務	局	「平成 20 年度行田市水道事業予算について」
			<別紙資料に基づき説明する。>
会		長	このことについて、何かご質問はありますか?
委		員	Q: ボトルウォーターについて、災害時の飲料水として、大
			容量のペットボトルや紙パックを考えてみてはどうか?
			県水の受水率が、平成 20 年度は37%とのことだが、こ
			の割合は固定なのかそれとも毎年上がって行くのか?
事	務	局	A: 大容量のペットボトルや紙パックについては、すでにメ
			ーカーに確認をしていますが、製造単価が高くなってしま -
			うため、500mlのペットボトルで今後も製造・販売し

て行く予定です。

県水の受水率は固定されてはいません。しかしながら、
埼玉県東南部における地盤沈下の状況等により地下水の
汲み上げについては抑制を受けており、今後も、受水率は
増加する予定でございます。

現在、日量 30,000 ㎡の配水量のうち、県水 11,000 ㎡・

現在、日量 30,000 ㎡の配水量のうち、県水 11,000 ㎡・市地下水 19,000 ㎡となっております。この受水率については、県マスタープランに基づき計画されたものでございますのでご理解を賜りたいと存じます。

Q:企業債の繰上償還を実施し公債費負担を軽減させたことはよいが、その結果、老朽管の更新工事が平成 23 年度から平成 27 年度完了へ先送りとなってしまった。

老朽管の更新工事は、平成 27 年度に 100% 完了するのか?

A: 平成19年度において、公債費負担の軽減を図るために、公営企業経営健全化計画を策定し、企業債の繰上償還を実施しましたが、これにより、今後の企業債残高について制限を受けるため、老朽管の更新事業の完了年度を、平成27年度へと延伸しました。今後計画的に更新工事を実施してまいりますので、平成27年度には全て完了となる予定です。

次に議題の(2)「その他」:「 平成 20 年度事業について」及び 「 水道施設整備事業の再評価について」事務局の説明を求めます。

「 平成 20 年度事業について」及び「 水道施設整備事業の再評価について」

<別紙資料に基づき説明する。>

このことについて、何か質問はありますか?

Q: 老朽管の更新について、石綿セメント管からどんな種類の管 に更新されたのか?

A:ダクタイル鋳鉄管(DIP)へと更新しました。

委員

事 務 局

会 長

事 務 局

会 長

員

委

事 務 局

委

Q:原油価格高騰による、材料費の値上がりの影響はどうか?

事 務 局

員

A:材料費の高騰は、少なからず影響を及ぼすと思われます。 県が適用する、特殊要因により特定の工事材料の価格が著し く変動した場合の、請負代金額の変更の規定(単品スライド条

項)について、今後、考慮してまいります。

委 員

Q:まだ、水道管として石綿セメント管が残っているわけだが、 健康への害はないのか?

事 務 局

A:WHOの見解では、石綿の粉末を呼吸器に吸い込んでしまった場合には重大な害をもたらします。

一方、石綿を飲食してしまった場合は、消化器官を通して体 外へ排出され、害は無いとの見解が出ております。

更新工事の未着手箇所については、石綿セメント管は土中に パッキング(密封)した状態にあるため問題は発生しません。 工事の際には、石綿が周辺に飛散することを防止するカバーを 取り付けて搬出しており問題はありません。

副 会 長

4 閉 会

平成 20 年度第 1 回行田市水道事業運営審議会にご出席大変ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。